平成２３年（フ）第４３号
滋賀県近江八幡市中小森町124番地23
債務者　川浦より子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２２０号
広島市中区舟入南２丁目１番５―605号
債務者　長谷川　聖
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４号
広島市中区十日市町１丁目２番２―404号
債務者　市来　智子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５号
広島市西区楠木町１丁目14番10―805号
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５号
広島市東区牛田南２丁目３番４号
債務者　藤岡　明美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２号
広島市南区東雲本町１丁目２番19―302号
債務者　小守悦央こと　李　　悦央
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
香川県丸亀市川西町南482番地１　アイネスト城辰Ａ棟102号
債務者　大木元教享
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５号
北九州市八幡西区穴生２丁目９番４―303号
債務者　嶺　　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３９号
北九州市八幡西区熊手２丁目４番10号
債務者　植山真由美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目３番地11
債務者　竹之下久志
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目31番３号　クローバーホフ302号
債務者　登島　裕介
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目12番17号　川原ビル303号
債務者　福永　君惠
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目453番地４
債務者　波平　聖子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
沖縄県糸満市西崎町３丁目193番地シャトレ西崎402号
債務者　奈良　真利
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町７丁目３番14―404号Ａ４Ｆ404
債務者　清水　義浩
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
北海道沙流郡日高町富川東４丁目５番４―205号
債務者　早川　英樹（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町２丁目６番21号
債務者　山中　里美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係